

措置状況（地方自治法第252条の38第6項に基づくもの）

平成16年度包括外部監査 監査の対象 「委託料について」

監査対象部局 企画部

| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|--|---|
| <p>(1) 岐阜市パークアンドライド・バスライド・バスレーン実証実験業務委託 設計価格の積算時に1社からのみ見積書を入手しているが、複数の事業者からの見積に基づいてなされるべきであると考え。</p> | <p>(1) 今後、当該委託業務等の設計価格の積算時における諸経費等の算出に当たっては、その積算基準作成について、複数事業者からの見積りを徴取し、検討を加えるものとする。</p> <p>(平成17年度)</p> |
| | |
| | |

措置状況（地方自治法第252条の38第6項に基づくもの）

平成16年度包括外部監査 監査の対象 「委託料について」

監査対象部局 行政部

| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|--|--|
| <p>(4) 岐阜市庁舎総合管理業務委託 当該業務の設計価格は、複数の業者から見積書を入手した上で算定されているが、清掃業務などは、積算基準が定められており、見積書だけに基づく積算は不十分と考えられる。</p> | <p>(4) 積算基準に基づき積算するように改めた。</p> <p style="text-align: right;">(平成17年度)</p> |
| <p>(5) 岐阜市本庁者西側駐車場及び南庁舎駐車場整理業務委託 当該業務にかかる積算基準がないため複数の業者から見積書を入手し、それに基づいて設計価額を算定されている。しかし、業者からの見積書だけに基づく積算は改善の余地があると考えられる。業務委託仕様に基づいた適切な積算を可能とするため、類似業種の積算基準を利用することも考えられる。</p> | <p>(5) 仕様書に基づき、必要な人員を算出するように改めた。</p> <p style="text-align: right;">(平成17年度)</p> |
| <p>(6) 岐阜市一般競争入札等実施要綱の見直し 一般競争入札は必ずしも適切でない業者が入札に参加する可能性がある。確かにこの危険性は否定できないが、公平な入札の実施及び経済的に効率的な委託契約締結の達成という観点からは、現在の一般競争入札の要件（3億円以上）の金額を引き下げる等により、多額の委託については一般競争入札の導入も検討する必要があると考えられる。</p> | <p>(6) 対象金額を設計金額3億円以上から1億円以上に下げた。中学校給食調理業務委託については、設計金額が1億円未満であったが公募型指名競争により実施した。 また、設計金額に関わらず、建築設計業務委託、システム開発業務委託等について、金額のみではなく業者の技術提案、考え方、保守管理费用等も勘案して総合的に業者を選定するプロポーザル方式の導入を推進している。(平成20年10月22日)</p> |

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成16年度包括外部監査 監査の対象 「委託料について」

監査対象部局 行政部

| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|---|--|
| <p>(7) 指名競争入札における指名業者の決定方法の透明化 指名業者の選定は、入札金額・落札金額に大きく影響し、また恣意性の介入がないことを明らかにするためにも、できる限り透明化しておく必要があると考える。</p> | <p>(7) 本年度から業務委託の指名に際しては、資格要件、経営規模、従業員数等を内容とした、業務別の業者ランク表を基に指名を行う手順書を作成し、指名行為の透明化を図った。なお、50万円超の業務委託の入札結果については、業務名、落札者、落札金額を公表して透明化を図っている。</p> <p>(平成20年10月22日)</p> |
| <p>(8) 設計価格のチェック体制の強化 所管部署が積極的に変革改善する意欲を高めるには所管部署が作成した設計価格を十分に検証できる体制の強化、すなわちチェック機能を強化することが所管部署に刺激を与え活性化すると思われる。 チェック体制の強化は市役所内部の組織強化だけでなく、第三者的な機関たとえば業界精通者、学識経験者等市職員以外も構成員となる委員会等の設置が有効と考える。</p> | <p>(8) 契約室が事務局となって、庁内各部の政策室職員10人で構成される契約制度研究会を17年8月に立ち上げ検討している。</p> <p>(平成17年度)</p> |
| <p>(9) 次年度に生かせる検査の実施 検査では設計段階の数量、人工、単価等と実際のそれぞれとの比較検討することは重要事項であり、この資料を検査調書に含めることが必要と考える。この資料は次年度以降の同様な業務について設計価額を作成するための重要な資料になる。</p> | <p>(9) 契約室が事務局となって、庁内各部の政策室職員10人で構成される契約制度研究会を17年8月に立ち上げ検討している。</p> <p>(平成17年度)</p> |

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成16年度包括外部監査 監査の対象 「委託料について」

監査対象部局 農林部

| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|---|--|
| <p>(1) 畜産センター清掃除草・フルーツの森管理業務委託 当該業務は委託業務であるため、前金払い自体は違法とは考えられないが、理由等が明確にされていなかった。前金払いは、委託先が契約不履行に陥る可能性も否定できず、できるだけ避けるべきであり、やむをえない場合は、事情・理由を明確にしたほうが望ましいと考える。 また、このような前金払いを避けるためには、毎月検収・毎月支払いに契約内容を変更することも考えられる。</p> | <p>(1) 平成17年度から毎月検収・毎月支払いに契約内容を変更しました。 (平成17年度)</p> |
| | |
| | |

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成16年度包括外部監査 監査の対象 「委託料について」

監査対象部局 市民生活部

| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|---|---|
| <p>(1) 住民基本台帳ネットワークシステム二次改修業務委託 システムの改修や保守管理は同じ業者が受託することとなっているのが実情であるが、一社随意契約で受託する場合は、他の市町村の算出方法等を参考にしながら価格の検討を行い、受託業者と契約単価を十分に折衝する必要がある。</p> | <p>(1) 現システムを開発した業者が、保守委託を受託しており、システム改修委託も必然的に一社による随意契約となる。 情報システム管理室等と協議し、他市の契約に係る積算方法を調査し、(財)月刊積算資料を参考に基幹系システム改修の標準SE単価を設け委託契約を行う際の設計価格に、反映させることとした。 (平成17年度)</p> |
| | |
| | |

措置状況（地方自治法第252条の38第6項に基づくもの）

平成16年度包括外部監査 監査の対象 「委託料について」

監査対象部局 福祉部

| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|---|--|
| <p>(1) し尿浄化槽維持管理業務委託 市を3地域に分割し、それぞれで契約をしている。3区分した理由は、比較的小規模な業者が多く、市全域を担当することは物理的に困難であるからである。 しかし、下水道の普及により、処理を要する保育所数も減少傾向となり、大規模業者でなくとも、市全域を担当することは可能となってきたことから、1契約にしてまとめて指名競争入札にしたほうが、安価で委託ができる可能性があること及び契約事務の効率化も図られると考えられる。</p> | <p>(1) し尿浄化槽維持管理業務委託については、平成16年度まで、地域ごとに委託してきたが、内容を検討した結果、市全域の保育所を対象とした業務委託の実施が可能と思われるので、1契約として契約室を通して業者選定を実施した。 (平成17年度)</p> |
| <p>(2) 給食業務委託(その2) 平成14年度から2年間指名業者が固定されているが、指名業者の選定等に検討の余地があると考えられる。</p> | <p>(2) 包括外部監査の指摘を受け、契約室へ登録業者の中に指名可能な業者がある場合には、選定の検討をしてもらうよう要望し、本年度の入札では昨年度と比べ、指名業者9社のうち2社が入れ替わった。 (平成17年度)</p> |
| | |

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成16年度包括外部監査 監査の対象 「委託料について」

監査対象部局 健康部

| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 | | | | | | |
|---|---|----|-------------|--------|-------|--------|-------|
| <p>(1) 医療機関委託検診車による胃がん検診業務委託</p> <p>①現状では、岐阜市近隣の2医療機関と随意契約を締結しているが、ある程度遠方でも市内に検診車を派遣することができる医療機関はあることから、他医療機関への委託の検討も行うべきであるとする。</p> <p>②県立岐阜病院における胃がん検診料金は岐阜県の条例で規定されているため、県立岐阜病院に対しては当該料金により委託せざるをえない。</p> <p>しかし、県条例で規定された検診料金は割高であると考えられる。当該料金を岐北厚生病院に対する料金とする必要があったのかという点で疑問が残る。</p> | <p>(1)</p> <p>岐阜県の規定する単価が割高であると考えられること及び岐阜県による当該業務が縮小されることから、平成16年度からは、県立岐阜病院には委託せず、遠方も含めて3医療機関から見積書を入手した上で、随意契約を締結するよう改善した。</p> <p>その結果、胃がん検診単価は下記のとおり下落している。</p> <table border="1" data-bbox="1276 734 1836 861"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>1人1回 (単位:円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度</td> <td>5,140</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>3,465</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(平成17年度)</p> | 年度 | 1人1回 (単位:円) | 平成15年度 | 5,140 | 平成16年度 | 3,465 |
| 年度 | 1人1回 (単位:円) | | | | | | |
| 平成15年度 | 5,140 | | | | | | |
| 平成16年度 | 3,465 | | | | | | |
| | | | | | | | |

措置状況（地方自治法第252条の38第6項に基づくもの）

平成16年度包括外部監査 監査の対象 「委託料について」

監査対象部局 環境事業部

| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|--|---|
| <p>(1) ①ごみ焼却施設運転管理業務委託 ②ごみ焼却施設法定点検業務委託 受託業者の委託代金内訳書で実績をみると、単価及び直接経費、技術経費、間接業務費、諸経費に設計価格と乖離しているものがあり、同内訳書は今後の設計価格の計算上、検討に値するものと思われる。</p> | <p>(1) 請負者に各経費に含まれる構成科目の見直しを指示した。なお、見直しにより価格の乖離が緩和された。(平成17年度から)</p> <p style="text-align: right;">(平成17年度)</p> |
| <p>(2) 粗大ごみ処理施設定期点検業務委託 「実施設計書に使用する単価表」に割増率を乗じているが、その理由が明記されていない。割増率を採用する場合には、具体的な理由等も明記しておくことが必要である。</p> | <p>(2) 設計書における割増歩掛りについては、作業種別により割増率を明記した。(平成17年度から)</p> <p style="text-align: right;">(平成17年度)</p> |
| <p>(3) 岐阜市営墓地清掃維持管理業務委託 ①委託料の支払形態として、4月～9月分を5月に、10月～3月分を11月に支払っているが、前金払いであった。前金払い自体は違法とは考えられないが、理由等が明確にされていなかった。 前金払いは、できるだけ避けるべきであり、やむをえない場合は、事情・理由を明確にしたほうが望ましいと考える。このような前金払いを避けるためには、毎月検収・毎月支払いに契約内容を変更することも考えられる。 ②完了届を入手していなかった。</p> | <p>(3) ①平成17年度より委託料支払方法を月ごとの後払いに変更した。 ②平成16年度分については完了届を受け、その事実を確認した。 平成17年度も同様に行う予定である。</p> <p style="text-align: right;">(平成17年度)</p> |

措置状況（地方自治法第252条の38第6項に基づくもの）

平成16年度包括外部監査 監査の対象 「委託料について」

監査対象部局 まちづくり推進部

| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|--|--|
| <p>(1) まちなか回遊路整備計画業務委託</p> <p>①一社随意契約の理由が不十分である。</p> <p>②不十分な理由による一社随意契約とし、委託料の算定において他の業者からの見積もりの検討を省略したことは合理的な決定過程とはいえない。</p> <p>③この種の事業は明確な効果の見えにくいものであり、委託業務の効果測定を継続的に行う必要がある。</p> | <p>(1)</p> <p>まちなか回遊路整備計画業務については既に終了しておりますが、今後、指摘事項に留意し、対応に心がけて参ります。</p> <p>(平成20年10月22日)</p> |
| <p>(2) まちづくり業務委託</p> <p>①この委託料に係る業務は、たしかに内容的に民間業者が行いにくい面があり、公社に委託することにも理由が認められる面があるが、実績報告書の内容を検討してみると全てが公社で行う必然性があるか疑問の余地が残るものがあり、今後市と公社の役割を明確にすると共に、公社のまちづくり業務に関して、早急な業務の整理拡充を検討する必要性が考えられる。</p> <p>②この種の事業は明確な効果の見えにくいものであり、委託業務の効果測定を継続的に行う必要がある。</p> | <p>(2)</p> <p>①内容について、他の民間業者への委託の可能性を十分に検討の上で実施しております。</p> <p>②事業の性格上、総合的な効果測定は困難であるが、実績の数値化が可能なものについては、逐次報告を求め、継続して事業効果の検証に努めている。</p> <p>(平成21年4月23日)</p> |

措置状況（地方自治法第252条の38第6項に基づくもの）

平成16年度包括外部監査 監査の対象 「委託料について」

監査対象部局 都市建設部

| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|--|---|
| <p>(1) ① 街路樹管理業務委託 ② 芝生管理業務委託 ③ 公園樹木管理業務委託</p> <p>指名競争入札の手續が形式的には問題なく遂行されているが、指名競争入札の結果を時系列的に比較すると特定業者が継続して落札している事実が見受けられる。委託契約を統合化し、指名業者数の増加をはかり、より競争性が高まる入札状況を作り上げることが必要である。</p> | <p>(1)</p> <p>①街路樹管理業務委託及び②芝生管理業務委託については、17年度から委託契約の統合化を図り、実施した。 ③公園樹木管理業務については、現在、川北・川南に分けて発注しているためこれ以上の統合は困難である。</p> <p style="text-align: right;">(平成18年10月27日)</p> |
| <p>(2) 桃林緑地等公園管理業務委託</p> <p>所管の垣根を超えた情報交換を実施しなければ同じ委託先に対して異なる単価の契約が結ばれてしまう可能性があるため、情報の共有化を図る工夫をしなければならぬといえよう。</p> | <p>(2)</p> <p>類似した業務を所管する他部局と情報交換し、業務内容に見合った適切な単価を設定するように努めた。</p> <p style="text-align: right;">(平成18年10月27日)</p> |
| <p>(3) 公園管理等業務委託</p> <p>当該業務は委託業務であるため、前金払い自体は違法とは考えられないが、理由等が明確にされていなかった。前金払いは、委託先が契約不履行に陥る可能性も否定できず、できるだけ避けるべきであり、やむをえない場合は、事情・理由を明確にしたほうが望ましいと考える。</p> <p>また、このような前金払いを避けるためには、毎月検収・毎月支払いに契約内容を変更することも考えられる。</p> | <p>(3)</p> <p>今後、支払方法等について協議してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(平成17年度)</p> |

措置状況（地方自治法第252条の38第6項に基づくもの）

平成16年度包括外部監査 監査の対象 「委託料について」

監査対象部局 都市建設部

| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|---|--|
| <p>(4) 岐阜市駐車場管理等業務委託</p> <p>①現在公社に委託している駐車場管理業務について採算性の観点から外部委託も検討する必要がある。</p> <p>②公社が条例により駐車場の管理運営を行うという大前提に基づいて実際の管理運営に必要な直接、間接の経費を全て支払うという内容が実体に近いものと判断される。</p> <p>これは業務の内容から委託料を算定するという原則的な方法とは異なったものとなり合理性に欠けると言えよう。</p> | <p>(4)</p> <p>①指定管理者制度を導入し、平成18年度から指定管理者に管理を委託している。</p> <p>②上記の指定管理者の選定にあたり、効率的な運営という観点から、委託料金額による評価・判断を加えることにより、経費の節減が図られている。</p> <p style="text-align: right;">(平成18年10月27日)</p> |
| | |
| | |

措置状況（地方自治法第252条の38第6項に基づくもの）

平成16年度包括外部監査 監査の対象 「委託料について」

監査対象部局 基盤整備部

| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|---|--|
| <p>(1) 水路浚渫業務委託 岐阜市工事請負契約事務処理要綱の解釈の不徹底により、分割する必要性が乏しいにもかかわらず分割して契約されているものがあった。</p> | <p>(1) 岐阜市工事請負契約事務処理要綱の運用の徹底を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(平成17年度)</p> |
| <p>(2) 岐阜市内幹線道路清掃業務等委託 当該業務は委託業務であるため、前金払い自体は違法とは考えられないが、理由等が明確にされていなかった。前金払いは、委託先が契約不履行に陥る可能性も否定できず、できるだけ避けるべきであり、やむをえない場合は、事情・理由を明確にしたほうが望ましいと考える。 また、このような前金払いを避けるためには、毎月検収・毎月支払いに契約内容を変更することも考えられる。</p> | <p>(2) 毎月検収、毎月支払いに契約内容を変更し実施している。</p> <p style="text-align: right;">(平成18年10月27日)</p> |
| <p>(3) 側溝清掃業務委託 残土実績量を集計し、積算で仮定計算された残土見積量の正確性を検査の段階で確認すべきといえる。 各契約単位で検査義務がない量であっても年間40件の契約が締結されており、残土の総体量はかなりのものとなる。残土の最終処分地の確認を検査の段階ですべきといえる。 委託業務終了後の検査の充実を図る余地があると考えられる。</p> | <p>(3) ①設計残土数量に対し、検査時に出来高及び搬出調書により確認を実施しています。 ②各社仮置場所から最終処分場への搬出時には、立会い及び書類提出により適正処理の確認を行っています。</p> <p style="text-align: right;">(平成17年度)</p> |

措置状況（地方自治法第252条の38第6項に基づくもの）

平成16年度包括外部監査 監査の対象 「委託料について」

監査対象部局 岐阜市立女子短期大学事務局

| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|---|---|
| <p>(1) 岐阜市立女子短期大学環境衛生管理業務委託 同じ業者が毎年落札している状況にある。 指名競争入札の手続上は問題はなく、形式上の合規性は満たしているものの制度の本来の趣旨が十分に達成されるよう検討、改善されたい。</p> | <p>(1) 契約室へ対応を依頼したところ、指名業者の一部入れ替えをし、競争入札の活性化を図った。</p> <p>(平成17年度)</p> |
| | |
| | |